

# 流域治水関連法の改正（下水道関係） 説明会資料 （6ヵ月以内施行分）

令和3年10月

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

# 目次

1. 改正の概要	3
①特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	4
②流域治水関連法の施行を踏まえた下水道の浸水対策の展開	6
2. 6月内施行の内容	10
(1)計画降雨に係る事業計画の記載事項等の変更	11
(2)その他事業計画の記載事項の追加等	23
(3)樋門等の点検頻度に係る基準の追加	27
(4)民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設	32
(5)特定都市河川浸水被害対策法関連	46

# 1. 改正の概要

# ①特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

- ・ 公布：R3.5.10
- ・ 施行：3月内施行（R3.7.15）又は6月内施行（＝公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日）

## 背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
  - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

## 法律の概要

※赤字：6月内施行関係 ※黄色マーカー：下水道関係 ※黒字：3月内施行関係 ※条番号は改正後のもの

### 1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**【特定都市河川法第1条、第2条】
  - ― 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**【特定都市河川法第6条等】
  - ― 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
  - ― 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）
  - ― 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制）【河川法第51条の2、第51条の3】
  - ― **下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速**【下水道法第5条、第6条、第25条の24、第25条の25等】
  - ― **下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止**【下水道法第7条の2】
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
  - ― **貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保**【特定都市河川法第53条等】
  - ― 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用【都市緑地法第12条】
  - ― **認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援**（※予算関連・税制）【特定都市河川法第11条、下水道法第25条の10～25条の21、日本下水道事業団法第26条 等】

### 3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**【特定都市河川法第56条等】
  - ― **浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認**（許可制）
  - ― 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）【防災集団移転特別措置法第1条等】
  - ― 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化（※予算関連）【都市計画法第11条、第12条の5等】

### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ― **洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消**【水防法第14条、第15条等】
- ― 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保【水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2】
- ― 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加【河川法第16条の5等】



流域治水のイメージ

# 下水道関係の改正内容の概要

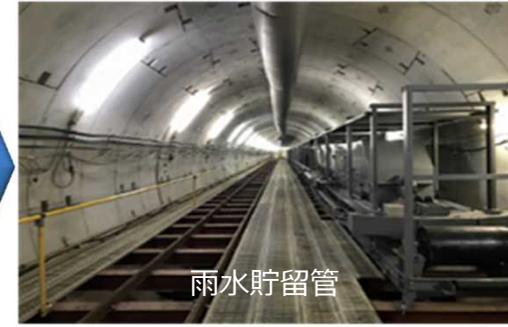
## 氾濫をできるだけ防ぐための対策【下水道法】

- ① 下水道で浸水被害を防ぐべき目標となる降雨(計画降雨)を、下水道管理者が定める事業計画に位置付け、施設整備の目標を明確化。  
⇒ 雨水貯留管等の下水道施設の整備を加速。



＜下水道整備による浸水対策の例＞

名古屋市では、既往最大降雨である東海豪雨と同じ1時間降雨量約100mmの降雨に対して床上浸水の概ね解消を目指し、1時間降雨量63mmを計画降雨として整備が進められている。



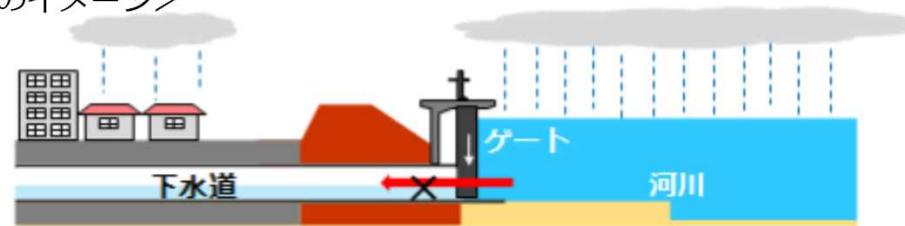
雨水貯留管

- ② 河川等から下水道への逆流を防止するために設けられる樋門等の開閉に係る操作ルールの策定を義務付け。  
加えて、操作の必要性の有無にかかわらず、河川等から下水道への逆流を防止するために設けられる樋門等の定期的な点検を義務付け。  
⇒ 河川等から市街地への逆流を確実に防止。

＜樋門の例＞



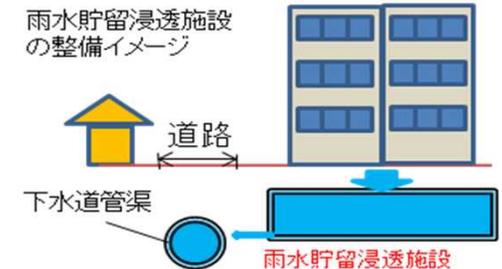
＜樋門による逆流防止のイメージ＞



(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン、2020

- ③ 民間による雨水貯留浸透施設の整備計画の認定制度を創設。  
認定事業者に対して、国・地方公共団体からの補助、固定資産税の軽減、日本下水道事業団による支援等を措置。  
⇒ 都市機能が相当程度集積し、下水道整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難な区域において、民間による雨水貯留浸透施設の整備を推進。

雨水貯留浸透施設の整備イメージ



## 被害を軽減するための対策【水防法】

- ④ 想定最大規模降雨によるハザードマップ作成エリア(浸水想定区域)を、現行の地下街を有する地域以外の地域にも拡大。  
⇒ 下水道が雨水を排除できないことによる雨水出水についても、リスク情報空白域を解消。

## ②流域治水関連法の施行を踏まえた下水道による浸水対策の展開

気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実による総合的な対策を推進。

- 地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備を展開（下水道の整備目標として「計画降雨」を設定）。
- 複数外力による多層的な浸水リスクの評価結果を公表し、防災、都市計画、建築その他の関係部局等に対し積極的に情報の提供を行うなど水災害に強い防災まちづくりに必要な情報発信を強化するとともに、住民や地域の防災意識を高め、警戒避難体制を強化。
- 河川等から下水道への逆流を防止するための樋門等の操作ルールを策定し、河川等から市街地への逆流を確実に防止。

### ➤ 浸水シミュレーションによる浸水リスク評価の実施 (複数降雨による多層的な浸水リスクの評価)

<全体計画区域等を対象>

- 気候変動を踏まえた計画降雨 (例. 確率年1/5, 1/10)
- 既往最大降雨等の照査降雨

<既整備の排水施設を対象>

- 想定最大規模降雨 (例. 確率年1/1000)

公表するとともに、  
整備の優先順位  
等の検討に反映

### ➤ 雨水出水浸水想定区域の指定

概ね5年

### ➤ 内水ハザードマップの公表

避難場所等に関する情報を加えて公表

水災害に強い防災まちづくりに  
必要な情報発信の強化と、  
住民等の防災意識の向上

(計画降雨の位置づけが義務化)

### ➤ 樋門等の操作規則の策定

河川等から下水道への逆流を防止するための  
樋門等の操作ルールを策定

速やかに

河川等から市街地への逆流の確実な防止

気候変動の影響を考慮し早期に

### ➤ 下水道による浸水対策のマスタープラン (雨水管理総合計画)の策定・見直し

浸水リスク評価等に基づく、

- 地区ごとの計画降雨の設定
- 下水道整備の優先順位の設定
- 既往最大降雨等の照査降雨を目標とした、ハード・ソフトの総合的な対策計画の策定  
(民間貯留など多様な主体との連携も含む)

### ➤ 事業計画等の見直し

事業計画変更時

- 優先的に整備する区域・事業を、計画降雨とともに事業計画に位置づけ
- 浸水被害の発生を防ぐべき区域を公表
- 中長期を含めた整備方針を明記

事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備の展開

水防法改正  
7月15日施行

下水道法改正  
7月15日施行

下水道法改正  
公布後6ヶ月以内に施行

※一部、公布後6ヶ月以内に施行

# (参考) 想定最大規模降雨、計画降雨、照査降雨について

## 想定最大規模降雨

水防法第14条第1項に規定する想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準（平成27年7月19日国土交通省告示第869号）に該当するものであり、雨水出水浸水想定区域の前提とする降雨をいう。

## 計画降雨

浸水被害の発生を防止するための下水道施設の整備目標となる降雨をいい、気候変動の影響などを踏まえ、下水道法の事業計画や雨水管理総合計画などに位置づける。

照査降雨と対比して、計画降雨はレベル1降雨と呼ぶ。

## 照査降雨

施設整備の計画目標を上回る規模の降雨のうち減災対策の対象とする降雨をいう。照査降雨としては、安全な避難の確保を図る目標の降雨（レベル2降雨（想定最大規模降雨））と計画降雨を上回る降雨時の浸水被害の軽減を図る目標の降雨（レベル1'降雨）がある。

レベル1'降雨は、災害の再発防止の観点から流域で発生した降雨のうち、下水道の流出時間スケールである短時間雨量（10～60分雨量）が既往最大の降雨や一定の被害が想定される降雨を基本とし、計画降雨からレベル2降雨の間の降雨である。なお、当該地区において計画策定に用いる適切な降雨データがない場合は、甚大な災害の未然防止の観点から他地域の大規模降雨とすることもできる。

【参考】内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月、国土交通省）

# 省令・通知・ガイドラインの一覧(6月内施行関係)

## 計画降雨に係る事業計画の記載事項等の変更(下水道法)

- 下水道法施行規則：第4条柱書きの様式第2、様式第3及び第18条柱書きの様式第16に新調書を追加。
- 施行通知：改正の趣旨・概要について通知。
- 下水道法に基づく事業計画の運用について：事業計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項や、事業計画書への記載事項等について通知。
- 「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」(令和3年11月国土交通省)：下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める「雨水管理総合計画」を策定するにあたり参考とするものである。令和3年7月の改訂では気候変動の影響を踏まえた計画降雨の算定手法等を提示し、令和3年11月の改訂では計画降雨の事業計画への位置付けに係る解説の追加等をしている。

# 省令・通知・ガイドラインの一覧(6月内施行関係)

## 樋門等の点検頻度に係る基準の追加 (下水道法)

- 下水道法施行令：第18条に都市下水路の樋門等の点検頻度を追加
- 下水道法施行規則：第4条の5第2項に公共下水道又は流域下水道の樋門等の点検頻度、点検記録の保存を追加。また、第4条柱書きの様式第2、様式第3及び第18条柱書きの様式第16の摘要欄に樋門等に関する記載を追加。
- 施行通知：改正の趣旨・概要について通知。
- 下水道法に基づく事業計画の運用について：事業計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項や、事業計画書への記載事項等について通知。

## 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設 (下水道法)

- 下水道法施行令：第17条の6に認定事業者に対する国の補助率等に係る規定を追加。
- 下水道法施行規則：第17条の6に申請書類、第17条の7に雨水貯留浸透施設整備計画の記載事項、第17条の8～11に認定基準、第17条の12に軽微な変更に係る規定を追加。
- 施行通知：改正の趣旨・概要について通知。
- 「官民連携した浸水対策の手引き(案)」(令和3年11月国土交通省)：浸水被害対策区域等における官民連携した浸水対策を実施するにあたり参考とするものであり、計画認定制度に係る解説を追加するなど、今回の法改正に合わせて改訂。

## **2. 6月内施行の内容**

## **(1) 計画降雨に係る事業計画の記載事項等の変更**

# ○【6月内施行】下水道法の改正条文及び政省令改正予定内容について

## 下水道法改正関係(6月内施行関係)

(下線は改正部分)

改正後の下水道法(6月内施行関係) ※条項ズレに伴う改正条項以外 ※点線大枠囲みは参考掲載及び水防法	改正後の下水道法施行令又は下水道法施行規則 (6月内施行関係) ※点線大枠囲みは参考掲載	施行通知 ※点線大枠囲みは参考掲載
<p>○下水道法(抄) (事業計画の策定)</p> <p>第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。</p> <p>2 公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事(都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつては、国土交通大臣)に協議しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。</p>	<p>○下水道法施行令(抄) (国土交通大臣に協議する事業計画)</p> <p><u>第四条の二</u> 法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>一 法第二条第三号イに該当する公共下水道(以下この号及び第二十四条の三第一項第二号イにおいて「一般公共下水道」という。)の事業計画のうち、次のいずれかに該当するものイ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>第五条の二第二号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)</u>、<u>第三号、第五号又は第六号のいずれかに該当する変更のみの変更に係る事業計画</u></p> <p>二 (略)</p> <p>(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)</p> <p><u>第五条の二</u> 法第四条第六項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>計画降雨の設定又は変更</u></p> <p>七 (略)</p> <p>(都道府県知事に協議する事業計画)</p> <p><u>第十七条の八</u> 法第二十五条の二十三第二項(同条第</p>	<p>1. 事業計画への記載事項の計画降雨の追加について(下水道法第5条、第6条、第25条の24及び第25条の25関係)</p> <p>(1) 改正の趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業計画に係る手続き等について(i)～(iii) (略)</p> <p>(iv) 事業計画の協議先</p> <p>公共下水道管理者等による事業計画の策定又は変更の際、下水道法第4条第2項及び第25条の23第2項において、都道府県が設置する公共下水道等の事業計画は国土交通大臣、市町村が設置する公共下水道等の事業計画は原則都道府県知事への協議が義務付けられているところ。他方、指定都市が設置する公共下水道の事業計画のうち、汚水処理に関する事項等を含むものについては、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)により、協議先を都道府県知事ではなく、国土交通大臣とすることとしている。今般、事業計画の記載事項に追加された計画降雨は、従来から都道府県知事への協議で足りるとされている雨水公共下水道等と同様、汚水処理に関する事項を含まない「雨水の排除に関する事項」である。このため、改正政令による下水道法施行令の改正(以下「下水道法施行令改正」という。)による同令第4条の2及び第17条の8において、指定都市が設置する公共下水道等の事業計画のうち、計画降雨の追加や変更に係るものについては、国土交通大臣ではなく都道府県知事との協議で足りることとしている。</p>

七項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の十第一号から第三号まで、第四号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)及び第八号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

(事業計画に定めるべき事項)  
第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一～四 (略)
- 五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。)

六 (略)  
2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨(以下「計画降雨」という。)を定めることができる。

3 予定処理区域の全部又は一部について水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。

4 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)  
第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場(雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。)の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

四～七 (略)

○下水道法施行規則(抄)  
(公共下水道に係る事業計画の記載方法等)

**第四条** 法第五条第一項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものにあつては別記様式第二の、流域関連公共下水道に係るものにあつては別記様式第三の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第五条第二項に規定する計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深を示した図(第十八条第二号において「計画降雨浸水防止区域図」という。)

三～六 (略)

1. 事業計画への記載事項の計画降雨の追加について  
(下水道法第5条、第6条、第25条の24及び第25条の25関係)

(1) 改正の趣旨  
近年、都市化の進展等に伴う浸透面積の減少により、雨水の流出量が増え、下水道にかかる負担が増加していることに加え、気候変動の影響等により大雨などが頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大しており、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施する必要がある。

このため、改正法による下水道法の改正(以下「下水道法改正」という。)により、地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある下水道の整備目標をきめ細やかに設定し、計画的な下水道整備を推進するため、公共下水道及び流域下水道(以下1.において「公共下水道等」という。)に係る事業計画の記載事項として「浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨(以下「計画降雨」という。)」が新たに追加された。

また、過去の浸水実績のみならず、気候変動による将来の降雨量の増加などを考慮した施設整備を中長期的に行っていくため、「気候変動の影響を踏まえた雨水管理総合計画の策定等の推進について(令和3年7月15日国水 downstream 第6号)」により、下水道管理者に対し、「雨水管理総合計画」の策定を要請しているところである。公共下水道管理者又は流域下水道管理者(以下1.において「公共下水道管理者等」という。)におかれては、事業計画に位置付ける計画降雨と、雨水管理総合計画との整合を十分に図らねばならない。

なお、雨水管理総合計画の策定に当たっては、「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)(令和3年11月)」を参考とされたい。

(2) 事業計画に係る手続き等について  
(i) 事業計画への計画降雨の追加

(事業計画に定めるべき事項)

第二十五条の二十四 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三 (略)

四 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。)

五 (略)

2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、計画降雨を定めることができる。

3 流域関連公共下水道の予定処理区域の全部又は一部について水防法第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。

4 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)

第二十五条の二十五 第二十五条の二十三第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一・二 (略)

三 計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場(雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。)の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

四～六 (略)

○水防法(抄)

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくな

○下水道法施行規則(抄)

(流域下水道に係る事業計画の記載方法等)

第十八条 法第二十五条の二十四に規定する事業計画は、別記様式第十六の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

一 (略)

二 計画降雨浸水防止区域図

三～六 (略)

下水道法改正による同法第5条第2項及び第25条の24第2項において、公共下水道管理者等による事業計画への計画降雨の追加(位置づけ)は任意とされている。一方、同法第5条第3項及び第25条の24第3項において、円滑かつ迅速な避難確保措置を講じることを趣旨とした水防法第14条の2第1項又は第2項の規定による雨水出水浸水想定区域について、公共下水道等の予定処理区域を含む指定があつた場合は、特に浸水対策を計画的に実施すべきという考え方により、当該予定処理区域に係る公共下水道管理者等による事業計画への計画降雨の追加は義務とされている。

(ii) 事業計画の記載方法等

下水道法第5条第4項及び第25条の24第4項において、事業計画の記載方法等については、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)で定めるところとされているところ、事業計画に計画降雨を定める際の事業計画への記載方法等については、改正省令による下水道法施行規則の改正(以下「下水道法施行規則改正」という。)により、同規則第4条柱書きによる公共下水道に係る事業計画書(様式第2及び様式第3)及び第18条柱書きによる流域下水道に係る事業計画書(様式第16)の改正において、処理区の名称や計画降雨を記載する「計画降雨調書」を追加することとしている。併せて、同規則第4条第2号及び第18条第2号において、事業計画を明らかにする図面として、計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深を示した「計画降雨浸水防止区域図」を追加することとしている。

(iii) 事業計画の要件

公共下水道等に係る事業計画については、公共下水道等の設置が真に都市の健全な発達等に資するものであることを確認する観点から、下水道法に定める一定の要件に該当することが求められており、計画降雨が定められている事業計画については、下水道法改正による同法第6条第3号及び第25条の25第3号において、排水施設及び終末処理場の配置及び能力が計画降雨に相応していることが必要とされた。

これは、排水施設等の配置及び能力が計画降雨に相応していなければ、雨水が適切に排除されず浸水被害を惹起する恐れがあることから、事業計画の要

つた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

件とすることで、公共下水道管理者等による適切な浸水対策の実施を担保することを趣旨とするものである。

(iv) 事業計画の協議先  
 公共下水道管理者等による事業計画の策定又は変更の際、下水道法第4条第2項及び第25条の23第2項において、都道府県が設置する公共下水道等の事業計画は国土交通大臣、市町村が設置する公共下水道等の事業計画は原則都道府県知事への協議が義務付けられている。他方、指定都市が設置する公共下水道の事業計画のうち、汚水処理に関する事項等を含むものについては、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）により、協議先を都道府県知事ではなく、国土交通大臣とすることとしている。今般、事業計画の記載事項に追加された計画降雨は、従来から都道府県知事への協議で足りるとされている雨水公共下水道等と同様、汚水処理に関する事項を含まない「雨水の排除に関する事項」である。このため、改正政令による下水道法施行令の改正（以下「下水道法施行令改正」という。）による同令第4条の2及び第17条の8において、指定都市が設置する公共下水道等の事業計画のうち、計画降雨の追加や変更に係るものについては、国土交通大臣ではなく都道府県知事との協議で足りることとしている。

なお、計画降雨を定める事業計画の策定にあたり、別途、「下水道法に基づく事業計画の運用について（令和3年11月1日国水下水事第28号）」を発出したので、参照されたい。

（事業計画の策定）  
 第二十五条の二十三 前条の規定により流域下水道を管理する者（以下「流域下水道管理者」という。）は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

2 流域下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、国土交通大臣（市町村が設置する流域下水道の事業計画で政令で定めるものにあつては、都道府県知事）に協議しなければならない。

3～6 （略）

○下水道法施行令（抄）  
 （都道府県知事に協議する事業計画）  
 第十七条の八 法第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 **指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の十第一号から第三号まで、第四号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）及び第八号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画**

7 前各項の規定は、流域下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）  
第十七条の十 法第二十五条の二十三第七項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。  
一～七 （略）  
八 計画降雨の設定又は変更  
九 （略）

（事業計画に定めるべき事項）  
第二十五条の二十四 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。  
一～三 （略）  
四 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。）  
五 （略）  
2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、計画降雨を定めることができる。  
3 流域関連公共下水道の予定処理区域の全部又は一部について水防法第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。  
4 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○下水道法施行規則（抄）  
（流域下水道に係る事業計画の記載方法等）  
第十八条 法第二十五条の二十四に規定する事業計画は、別記様式第十六の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。  
一 （略）  
二 計画降雨浸水防止区域図  
三～六 （略）

# 計画降雨の事業計画への位置付け

全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要。



## 【改正概要】

- ・公共下水道・流域下水道の**事業計画の記載事項に、計画降雨**(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)**を追加**

## 公共下水道の事業計画の記載事項(下水道法第5条)

※流域下水道の事業計画の記載事項(下水道法第25条の12)も同様の改正を行う。

### 【1. 必須記載事項】

- ① 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ③ 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
- ⑤ 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域)
- ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

### 【2. 任意記載事項】

- ① 計画降雨(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)

※水防法による「雨水出水浸水想定区域」に指定された場合は、必須記載事項となる

記載事項に  
追加

- 現行、地下街を有する地区での適用を想定した水位周知下水道について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した雨水出水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路確保やハザードマップ作成等の避難警戒措置を講じているが、近年、地下街以外でも浸水被害が頻発している。
- そのため、浸水対策を目的として整備された下水道については、そのすべてにおいて、雨水出水浸水想定区域の指定対象とする等、適切な雨水出水浸水リスクの提供が必要。



## 【雨水出水浸水想定区域の指定対象を拡大】

原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定することとする。

※氾濫範囲に防護対象が含まれないことが明らかな区間は対象外

## 【改正概要】

- ・水位周知下水道に加え、以下の排水施設を雨水出水浸水想定区域の指定に係る対象に追加。
  - 浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設 ※6月内施行
  - 雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設（当該排水施設の周辺地域（想定最大規模降雨が生じた場合において、地形の状況又は浸水解析により明らかに浸水が発生しないと認められる区域を除く。）に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができること）

周辺地域に住宅等が  
存する公共下水道等  
の排水施設等

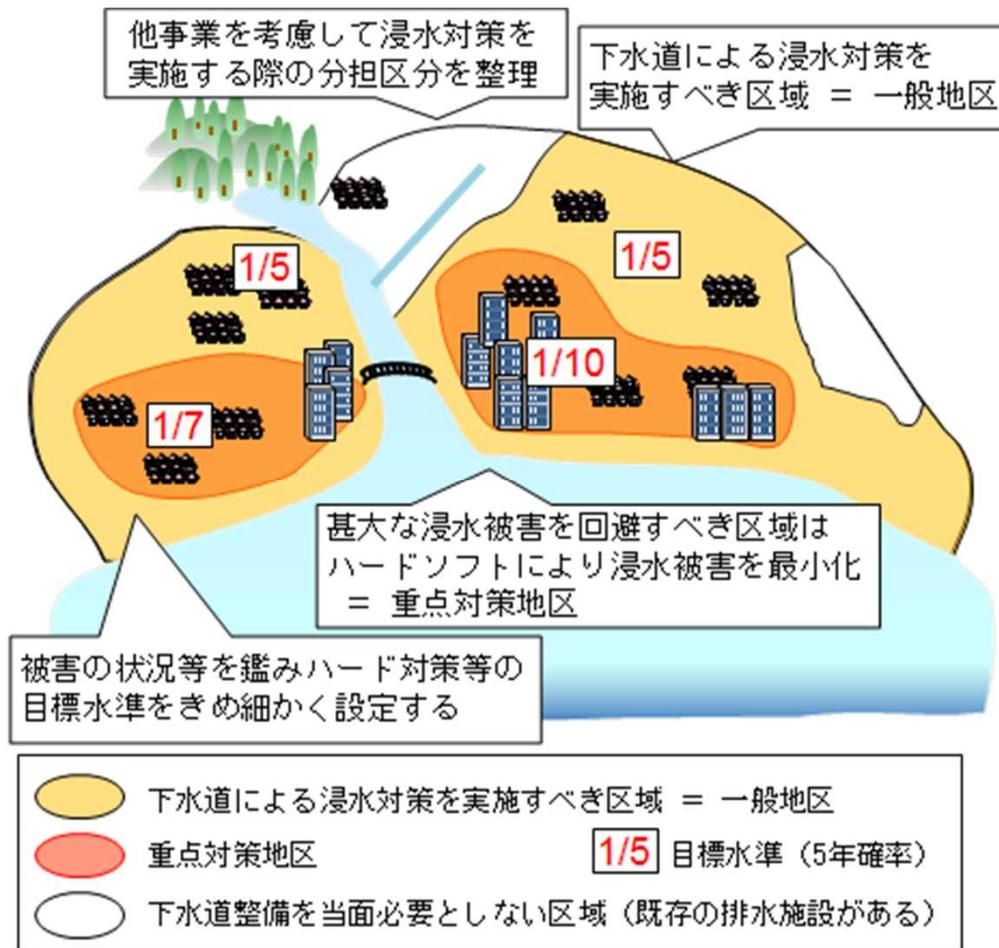
## 【第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） KPI】

最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数:15（R元年度）→約800（R7年度）

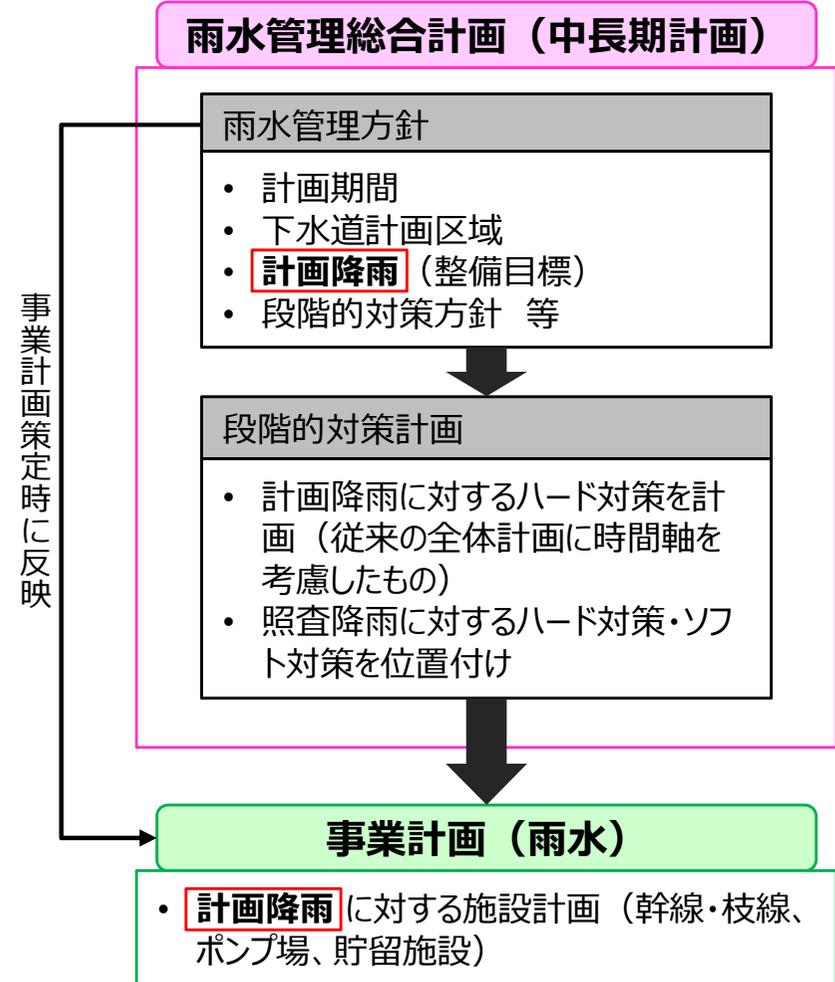
# 計画降雨と雨水管理総合計画について

- 公共下水道管理者及び流域下水道管理者は、浸水対策を計画的に実施するため、事前防災の考え方に基づき、地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある「計画降雨」をきめ細やかに設定。
- 下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める『雨水管理総合計画』において、下水道施設の整備目標として計画降雨を定めるとともに、これを『事業計画』にも反映させることで、両者の整合を図る。

## 今後の下水道の整備イメージ



## 雨水管理総合計画と事業計画の関係



# 「計画降雨」に関する新調書を追加（公共下水道）

- 事業計画に定めるべき事項として、下水道法第5条第2項に「浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画降雨）」を追加。
- それに伴い、下水道法施行規則第4条柱書きの様式第2、様式第3及び第18条柱書きの様式第16において、計画降雨に係る新調書を追加（施行規則を改正）。

※汚水のみに係る事業計画を策定する場合は、計画降雨を定める必要は生じない

## ○公共下水道（様式2）のイメージ

- ・計画降雨は**処理区ごと**に記載
- ・1処理区に2以上の計画降雨を定めることも可能

計画降雨調書			
処理区の名称	計画降雨		摘要
	一時間当たりの降雨量 (単位 ミリメートル)	確率年	
A処理区	66	1/10	●●駅前地区
	55	1/5	●●駅前地区以外
B処理区	55	1/5	(地区は下水道計画一般図表示のとおり)

- ・1処理区に2以上の計画降雨を定めた場合は、それぞれの**計画降雨に係る地区の名称**を摘要欄に記載
- ・具体的な地区の境界線等については下水道計画一般図に記載

# 「計画降雨」に関する新調書を追加(流域下水道)

・流域下水道の計画降雨は、**流域関連公共下水道の計画降雨と整合**が図られるように定める

○流域下水道(様式16)のイメージ

計画降雨調書						
流域下水道 処理区の名称	市町 村名	流域関連公共下 水道の名称	処理分区の 名称	計画降雨		摘 要
				一時間当たりの降 雨量(単位 ミリ メートル)	確率年	

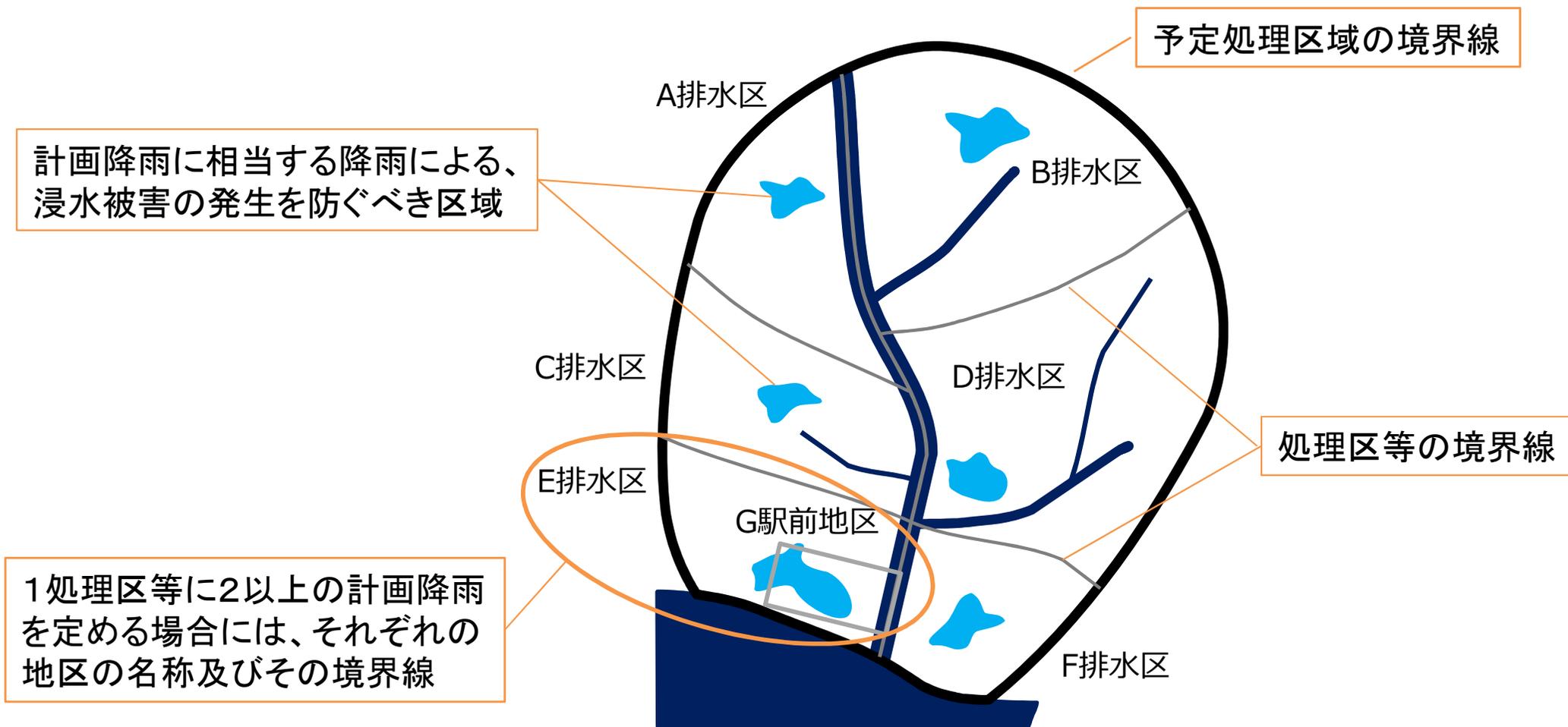
- ・1処理分区に2以上の計画降雨を定めた場合は、それぞれの計画降雨に係る地区の名称を摘要欄に記載
- ・具体的な地区の境界線等については下水道計画一般図に記載

なお、新調書の追加に関係し、公共下水道及び流域下水道の事業計画を明らかにする図面である「下水道計画一般図」に、以下の記載事項を追加

- ・事業計画に計画降雨が定められている場合には、処理区等ごとの計画降雨
- ・一の処理区等に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区の名称及びその境界線

# 「計画降雨浸水防止区域図」の追加

- 事業計画を明らかにする図面として、下水道法施行規則第4条、第18条に「計画降雨浸水防止区域図」を追加。
- 図中には、「計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深」を示していただく。



計画降雨浸水防止区域図のイメージ

## **(2) その他事業計画の記載事項の追加等**

# 施設の設置に関する方針の追加(耐水化)

- 「施設の設置に関する方針」は、事業計画を明らかにする書類として、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連して、施設の設置に関する中長期的な方針を主要な施策ごとに作成していただいている。
- これに、下水道の重要な施策である、「耐水化」と「耐震化」を追加。

主要な 施策	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考		
	指標等	現在 (令和○年度末)	中期目標 (令和○年度末)	長期目標					
耐水化	水害時における機能確保率	処理場	揚水機能が確保された施設数(管理棟、ポンプ棟):2	0% (0)	100% (2)	100% (2)	(例)5年程度で管理棟、ポンプ棟の揚水機能を確保し、その後の5年で水処理棟の沈殿機能及び汚泥処理棟の汚泥処理機能を確保する。	防水扉の設置、開口部の閉塞、主要設備の上階への移設	※対策浸水深 処理場 GL+2.0m  ポンプ場 (汚水) GL+0.5m  ポンプ場 (合流or雨水) GL+3.0m
			沈殿機能が確保された水処理系列数(水処理棟):4	0% (0)	100% (4)	100% (4)			
			汚泥処理機能が確保された施設数(汚泥処理棟):1	0% (0)	100% (1)	100% (1)			
	(汚水)ポンプ場	揚水機能が確保された施設数(管理ポンプ棟):2	0% (0)	100% (2)	100% (2)	(例)5年程度で管理ポンプ棟の揚水機能を確保する。			
	雨水(合流)ポンプ場	揚水機能が確保された施設数(ポンプ棟):1	0% (0)	100% (1)	100% (1)	(例)5年程度でポンプ棟の揚水機能を確保する。			

# 施設の設置に関する方針の追加(耐震化)

主要な施策	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中長期目標を達成するための主要な事業	備考	
	指標等		現在	中期目標				長期目標
耐震化	災害時における機能確保率	重要な幹線等	52%	60%	100%	(例1) 優先的に〇〇処理場や〇〇幹線の耐震化を図るとともに、応急復旧用資機材〇機の備蓄や自家発電用燃料の備蓄を進め、災害時に必要な下水道処理機能の確保を進める。	〇〇幹線耐震化工事	
		下水処理場	37%	42%	100%		〇〇処理場耐震化工事(最初沈殿池、消毒施設)	
		ポンプ場	31%	38%	100%		〇〇ポンプ場耐震化工事	

# 事業計画への反映時期等

## 事業計画への反映時期

- ・改正された事業計画の記載事項等の内容及び様式については、法施行後、各下水道管理者が事業計画を策定又は変更する際に反映させること。

## 事業計画の変更に係る協議・届出に必要な書類

- ・事業計画の変更の書類（事業計画書、添付書類、図面）は、その変更の内容（変更の理由を含む。）を明らかにするために必要な限度において記載することをもって足り、その変更に関係のない部分については、改めて記載することを要しない。

### **(3) 樋門等の点検頻度に係る基準の追加**

# 改正の趣旨

- 改正法による下水道法改正のうち、3ヶ月以内施行規定として、樋門等の操作を安全かつ確実に実施して浸水被害の発生を防止する観点から、公共下水道等の下水道管理者に対して、**河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等に係る操作規則の策定が義務付け**られたところ。
- 他方、操作規則に定めた操作基準や方法等に基づき操作を行う樋門等に加え、フラップゲートのように操作を伴わない樋門等であっても、適切な点検が行われないことによる腐食や破損等により開閉が適切に行われない事象が生じた場合には、増水した河川等から排水施設への逆流により浸水被害が発生するおそれがある。
- このような状況を踏まえ、今般、**河川等からの逆流を防止するために設けられた樋門等について、その操作の必要性の有無にかかわらず定期的な点検の対象とし**、点検の確実な実施により、河川等の増水時に腐食や破損等で樋門等を開閉出来ないという事態の発生を防止する必要がある。

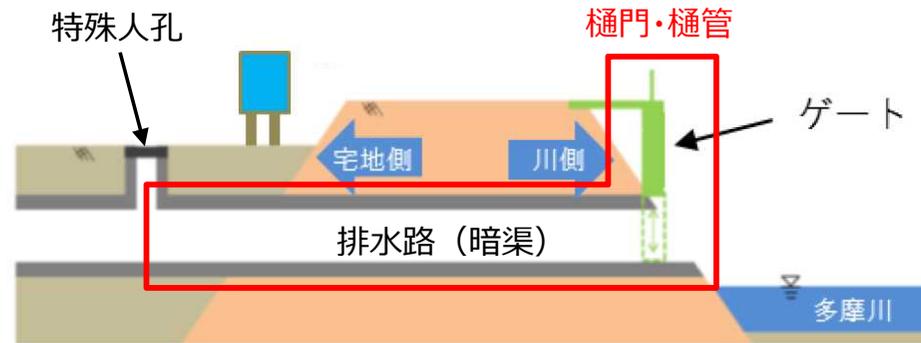


## 【改正概要】

- 公共下水道又は流域下水道にかかる維持又は修繕の技術上の基準として、**「樋門等の点検（作動状況の確認を含む）を、一年に一回以上の適切な頻度で実施すること」**を追加。（下水道法施行規則の改正）
- 都市下水路の維持管理の基準（参酌基準）として、**「樋門等の点検を1年に1回以上を行うこと」**を追加。（下水道法施行令の改正）



<樋門の写真>



<樋門・樋管イメージ>

## 【樋門・樋管の定義】

- 取水、排水等を目的として、堤防を横断する暗渠。
- 一般的には、堤内地への河川水などの逆流を防ぐゲートなどの設備を有している。
- 樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが、通水断面が比較的大きいものを「樋門」、小さいものを「樋管」という。

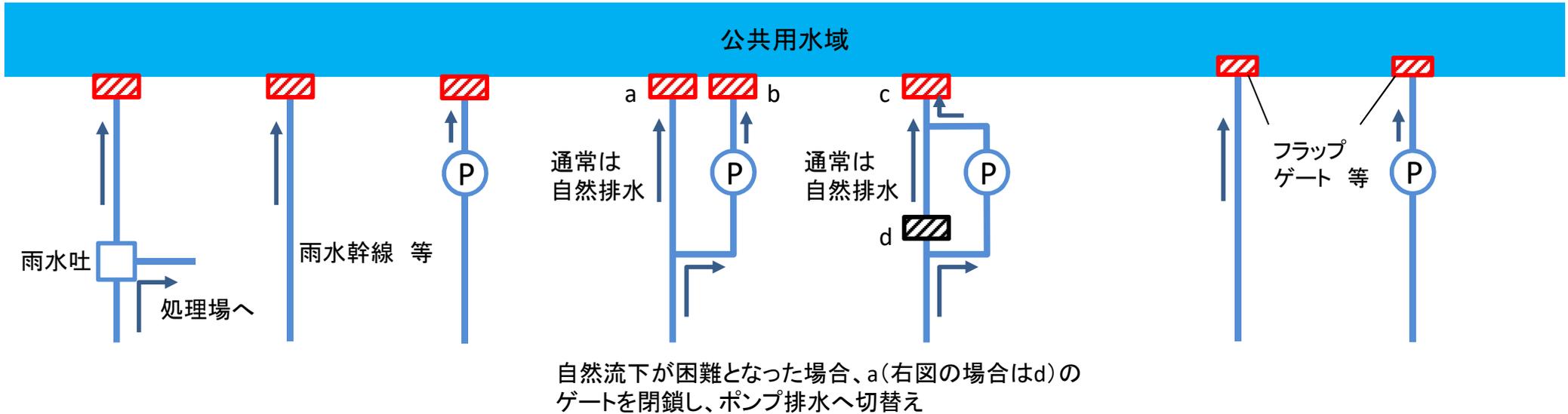
（出典）東京都：東京都豪雨対策アクションプラン（2020）（一部加筆）

# 対象の樋門又は樋管 (①及び②)

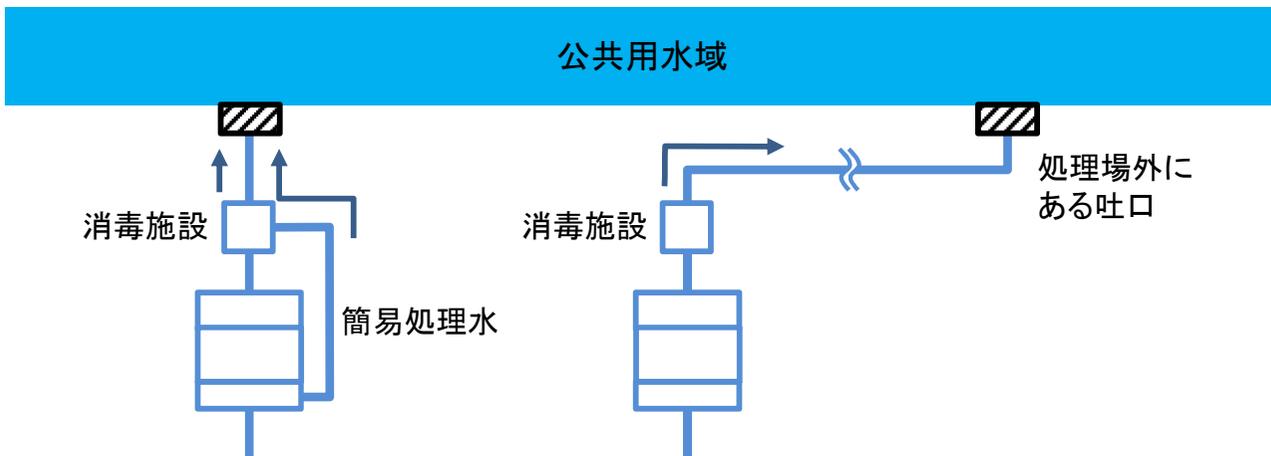
## ①操作を伴うゲート

※ ポンプの設備機器の定期点検など専ら維持管理のために使用されるものであり、河川等からの逆流防止を目的としたものではない場合は、対象外となる。

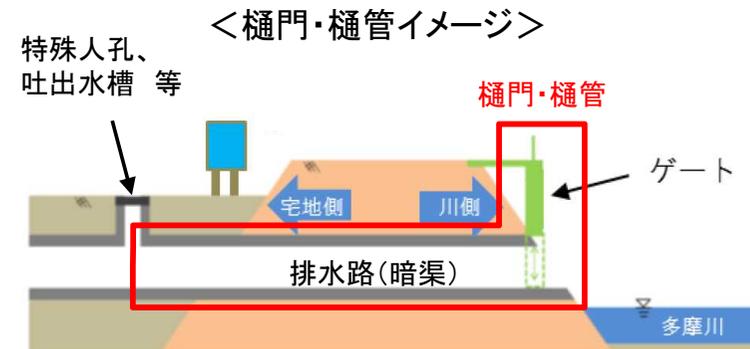
## ②操作を伴わないゲート



## ③終末処理場吐口に設置されているゲート



	対象となる施設
	対象外となる施設



# 点検頻度に係る基準等

## (1) 公共下水道又は流域下水道

- 下水道法施行規則改正により、下水道法第7条の3第2項及び下水道法施行令第5条の12第2項に基づく同規則第4条の5第2項において、公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等に**樋門等の点検頻度を1年に1回以上の適切な頻度で行うことを追加**した。
- 加えて、同規則同条において、**点検年月日、実施者氏名や樋門等の作動状況の確認結果を含め、点検記録として保存**することとした。



公共下水道管理者又は流域下水道管理者におかれては、樋門等の点検を1年に1回以上の適切な頻度により、目視による確認や作動状況の確認等の適切な方法で実施するとともに、点検の結果、腐食や破損等の異状があることを把握したときは、必要な措置を講じ、樋門等を良好な状態に保つよう努めることとされたい。

## (2) 都市下水路

- 下水道法施行令改正により、下水道法第28条に基づき都市下水路の維持管理等に関する技術上の参酌基準を定める同令第18条において、**都市下水路の維持管理の基準に、樋門等の点検を1年に1回以上行うことを追加**した。



- ・ 当該基準を参酌し、**各地方公共団体の条例で都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準を定められたい。**
- ・ 条例で必要な技術上の基準を定めた場合においては、点検年月日、実施者氏名や樋門等の作動状況の確認結果を含め、点検記録として保存されたい。
- ・ 点検記録等を踏まえ、都市下水路管理者においては、樋門等の機能を十分に維持するように努められたい。

# 事業計画の記載事項の追加

- 公共下水道の事業計画については同規則第4条柱書に基づく事業計画書（様式第2及び様式第3）、流域下水道の事業計画については同規則第18条柱書に基づく事業計画書（様式第16）について、それぞれ**吐口調書の摘要欄において、樋門等の点検の方法及び頻度を記載することを追加**した。
- 加えて、公共下水道の主要な管渠の平面図又は流域下水道の排水施設の平面図に、**樋門等の存する吐口の位置に樋門等の名称を記載**することとした。



公共下水道又は流域下水道に係る事業計画については、当該下水道が真に都市の健全な発達等に資するものであることを担保する観点から、下水道法第6条又は第25条の25において、排水施設の点検の方法及び頻度について、下水道法第7条の3第2項等に定める公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準に適合することが事業計画の要件として定められており、**今般（事業計画の記載事項として）追加した樋門等の点検及び頻度についても同様に技術上の基準に適合することが事業計画の要件となる**ので、留意されたい。

（参考）公共下水道事業計画書（第2表）吐口調書

吐 口 調 書							
処理区の名称	主要な吐口の 種類	主要な吐口の 番号又は名称	主要な吐口の 位置	計画放流量	放流先の名称	放流先の水位	摘 要

備考（抜粋）  
 4 「放流先の水位」の欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。  
 5 「摘要」の欄は、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。**また、樋門又は樋管の存する吐口については、樋門又は樋管の点検の方法及び頻度を記載すること。**

# **(4) 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る 計画認定制度の創設**

# ○【6月内施行】下水道法の改正条文及び政省令改正予定内容について

下水道法改正関係(6月内施行関係)

(下線は改正部分)

改正後の下水道法(6月内施行関係) ※条項ズレに伴う改正条項以外 ※点線大枠囲みは参考掲載及び水防法	改正後の下水道法施行令又は下水道法施行規則 (6月内施行関係) ※点線大枠囲みは参考掲載	施行通知 ※点線大枠囲みは参考掲載
<p><u>(雨水貯留浸透施設整備計画の認定)</u> <u>第二十五条の十 浸水被害対策区域(特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第二条第二項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。)</u>において、雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。)の設置及び管理をしようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画(以下「<u>雨水貯留浸透施設整備計画</u>」という。)を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。</p> <p><u>2 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>一 雨水貯留浸透施設の位置</u> <u>二 雨水貯留浸透施設の規模</u> <u>三 雨水貯留浸透施設の構造及び設備</u> <u>四 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画</u> <u>五 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間</u> <u>六 その他国土交通省令で定める事項</u></p> <p><u>3 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。</u></p>	<p>○下水道法施行規則(抄)</p> <p><u>(雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請)</u> <u>第十七条の六 法第二十五条の十第一項の認定の申請は、別記様式第十五の申請書を公共下水道管理者に提出して行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</u></p> <p><u>一 雨水貯留浸透施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図</u> <u>二 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の額を証する書類</u> <u>三 雨水貯留浸透施設の設置の工事の工程表</u></p> <p><u>3 前項第一号に掲げる位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の位置を表示したものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第二項第一号に掲げる構造図は、縮尺五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の流入口及び放流口の構造を表示したものでなければならない。</u></p> <p><u>(雨水貯留浸透施設整備計画の記載事項)</u> <u>第十七条の七 法第二十五条の十第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期とする。</u></p>	<p><u>2. 浸水被害対策区域における雨水貯留浸透施設整備計画認定制度の創設について(下水道法第25条の10から第25条の21まで関係)</u></p> <p>(1)改正の趣旨</p> <p>下水道法第25条の2の規定に基づく浸水被害対策区域は、公共下水道管理者のみによらない官民一体となった浸水対策を実施するものとして、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある排水区域のうち、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められる区域を公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定めるものであり、平成27年に創設された制度である。気候変動の影響等により大雨などが頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大しており、今後、浸水被害対策区域において、民間事業者等の地域関係者が一体となった雨水貯留や浸透に係る取組を一層促進する必要がある。</p> <p>このため、下水道法改正により、浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設された。これは、計画の認定を受けた事業者(以下、「認定事業者」という。)に対して施設整備費用に係る法定補助や税制措置等を講じることにより、民間事業者等による雨水貯留・浸透に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しし、浸水被害の防止・軽減を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>なお、第一4.のとおり、特定都市河川浸水被害対策法においても、特定都市河川流域の区域における雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設されたことから、同区域については、浸水被害対策区域であっても、特定都市河川浸水被害対策法に基づく制度で措置されることとなるため、留意されたい。</p> <p>(2)「雨水貯留浸透施設整備計画」の認定について</p>

(認定の基準)

第二十五条の十一 公共下水道管理者は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。

四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

○下水道法施行規則（抄）

(雨水貯留浸透施設の規模)

第十七条の八 法第二十五条の十一第一号の国土交通省令で定める規模は、雨水を貯留する容量が三十立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認められる場合には、公共下水道管理者は、当該規模について、規則で、区域を限り、雨水を貯留する容量を〇・一立方メートル以上三十立方メートル未満の範囲内で、別に定めることができる。

(雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準)

第十七条の九 法第二十五条の十一第二号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができる構造であること。

二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること。

① 民間事業者等による申請について  
下水道法改正により、同法第25条の10において、浸水被害対策区域（特定都市河川流域の区域を除く。以下同じ。）で雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、「雨水貯留浸透施設の規模」「その他国土交通省令で定める事項」等を記載した「雨水貯留浸透施設整備計画」を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができることとされた。

雨水貯留浸透施設整備計画には、雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造及び設備等のほか、下水道法施行規則改正により、同規則第17条の7において、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期を記載することとしている。また、公共下水道管理者の認定を申請するに当たっては、同規則第17条の6において、雨水貯留浸透施設の位置図、平面図及び構造図等を添付しなければならないこととしている。

なお、下水道法第25条の10に基づく申請に当たっては、地域の実情に応じて、同一の浸水被害対策区域における複数の雨水貯留浸透施設を一括した申請書を作成し、一件の申請として公共下水道管理者に提出することができるものとする。

② 公共下水道管理者による認定について

下水道法改正により、同法第25条の11において、当該認定の申請があつた場合、公共下水道管理者は、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができることとされた。

認定に当たっての基準については、浸水被害の発生の防止に効果的な雨水貯留浸透施設を対象とする観点から、(i)～(v)のとおりとすることとしている。

(i) 雨水貯留浸透施設の規模の基準について

雨水貯留浸透施設の規模の基準については、下水道法施行規則改正により、同規則第17条の8において、雨水を貯留する容量（以下「雨水貯留量」という。）が30<sup>m</sup>以上のものとするとしている。ただし、雨水貯留量が30<sup>m</sup>未満であっても浸水被害の発生の防止に効果的な雨水貯留浸透施設が存在することも想定されることから、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認められる場合におい

こと。

(雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準)

**第十七条の十** 法第二十五条の十一第四号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は次のとおりとする。

一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。

二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。

三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

(雨水貯留浸透施設の管理の期間)

**第十七条の十一** 法第二十五条の十一第五号の国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、十年を超え五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

ては、公共下水道管理者は、当該規模について、当該地方公共団体の規則で、区域を限り、雨水貯留量を0.1m<sup>3</sup>以上30m<sup>3</sup>未満で、別に定めることができることとしている。なお、雨水貯留浸透施設の規模のうち、雨水を地下に浸透させる量については、雨水貯留量に換算することとしている。

(ii) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準について

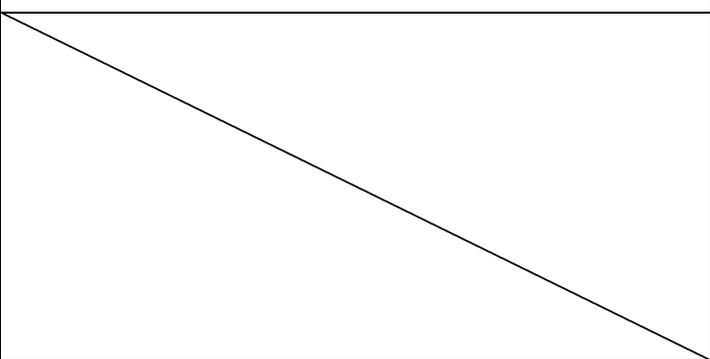
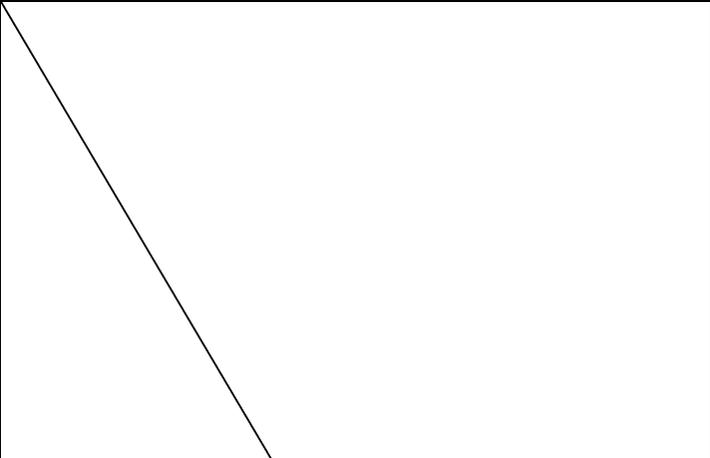
雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準については、下水道法施行規則改正により、同規則第17条の9において、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能（以下「雨水貯留浸透機能」という。）を維持することができる構造であること、また、雨水貯留浸透機能を維持するために必要な設備を備えたものであることとしている。前者については、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設は当該民間事業者等が設置する下水道法第10条第1項の規定に基づく「排水設備」のうち、雨水貯留浸透機能を有するものであることから、少なくとも、同法第10条第3項の規定に基づく下水道法施行令第8条の排水設備の設置及び構造の技術上の基準（以下「排水設備構造基準」という。）に適合していることが必要であるので、留意されたい。

民間事業者等が設置する排水設備の排水設備構造基準への適合については、標準下水道条例（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）により、公共下水道管理者である地方公共団体が定める条例において、排水設備の新設等を行おうとする者が、その計画が排水設備構造基準に適合するものであることについて、市（町村）長の確認を受けなければならないこととされているところ、標準下水道条例を改正し、下水道法第25条の11の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設については、当該認定手続きにおいて排水設備の状況を確認していることから、条例における排水設備構造基準への適合確認の適用を除外とすることとしている。標準下水道条例の改正については、別途、「標準下水道条例の改正について（令和3年11月1日国水企第59号）」を发出したところであるので、これを参照されたい。

なお、計画規模以上の降雨が発生することも想定されるため、雨水貯留浸透施設には、必要に応じて余水吐等を設けることが望ましい。

(iii) 雨水貯留浸透施設の設置に係る資本計画の基準

		<p>について  雨水貯留浸透施設の設置に係る資本計画の基準は、下水道法改正により、同法第25条の11において、資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであることとされているところ、具体的には、当該雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の予定額及びその調達計画を確認することとする。</p> <p>(iv) 雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準について  雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準は、下水道法施行規則改正により、同規則第17条の10において、雨水貯留浸透施設が有する雨水貯留浸透機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること、また、点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化等があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること等としている。</p> <p>(v) 雨水貯留浸透施設の管理の期間の基準について  雨水貯留浸透施設の管理の期間の基準は、下水道法施行規則改正により、同規則第17条の11において、10年とすることとしている。ただし、浸水被害の発生を防止を図るためには、民間事業者等が認定計画に係る雨水貯留浸透施設を10年を越えて管理する必要があると公共下水道管理者が判断することも想定されることから、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止するため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、10年を超え50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることとしている</p>
<p>(雨水貯留浸透施設整備計画の変更)  <u>第二十五条の十三 第二十五条の十第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。</u>  2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>○下水道法施行規則(抄)  (軽微な変更)  <u>第十七条の十二 法第二十五条の十三第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更とする。</u></p>	<p>(3) 認定計画の変更について  下水道法改正により、同法第25条の13において、認定事業者が認定計画の変更をしようとするときは、当該計画が国土交通省令で定める軽微な変更である場合を除き、公共下水道管理者の認定を受けなければならないこととされた。  この「国土交通省令で定める軽微な変更」については、下水道法施行規則改正により、同規則第17条の12において、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、当該設置の工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更とすることとしている。</p>

<p>(認定事業者に対する助言及び指導)  <u>第二十五条の十四</u> 公共下水道管理者は、<u>第二十五条の十</u>第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。</p>		<p>(4) 認定の効果について  下水道法改正により、同法第25条の14において、公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定を受けた計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとされた。雨水貯留浸透施設の設置に当たっては、地形や地質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努めることが必要であるので、留意されたい。</p>
<p>(補助)  <u>第二十五条の十五</u> 国又は公共下水道管理者である地方公共団体は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、<u>政令</u>で定めるところにより、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができる。</p>	<p>○下水道法施行令（抄）  (雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助)  <u>第十七条の六</u> 法第二十五条の十五の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。  2 法第二十五条の十五の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、前項に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>また、国又は公共下水道管理者である地方公共団体は、下水道法改正により、同法第25条の15において、認定事業者に対し、予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができることとされ、国の認定事業者に対する補助金の額は、下水道法施行令改正により、同令第17条の6において、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とすることとしている。なお、国の認定事業者に対する補助については、公共下水道管理者である地方公共団体が雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を負担する場合に限ることとしているので、留意されたい。併せて、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税については、課税標準を1/3を参酌して、1/6から1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合とするという特例措置が講じられているので、積極的に活用されたい。</p>
<p>(公共下水道管理者の承認の特例)  <u>第二十五条の十六</u> 雨水貯留浸透施設整備計画（<u>第二十五条の十</u>第三項に規定する事項が記載されたものに限る。）に記載された同項に規定する工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、<u>第十六条</u>の規定による承認があつたものとみなす。</p> <p>(日本下水道事業団法の特例)  <u>第二十五条の十七</u> 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）<u>第二十六条</u>第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行う</p>		<p>このほか、認定の効果として、下水道法改正により、同法第25条の16から第25条の20により、計画に記載された雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事については計画の認定を受けたときに下水道法第16条の承認があつたものとみなすこと、公共下水道管理者は認定事業者に対して認定計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができること等により、浸水被害対策区域における浸水被害の防止・軽減を図ることとされた。また、地方共同法人日本下水道事業団は認定事業者の委託を受け雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができるとされているので、必要に応じて活用されたい。</p>

ことができる。

(報告の徴収)

第二十五条の十八 公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十五条の十九 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第二十五条の二十 公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従って認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

認定の基準や効果等の具体的事項については、雨水貯留浸透施設整備計画認定制度に関する解説を追加した「官民連携した浸水対策の手引き（案）（令和3年11月）」を参考とされたい。

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある浸水被害対策区域(※)において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要

(※)排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

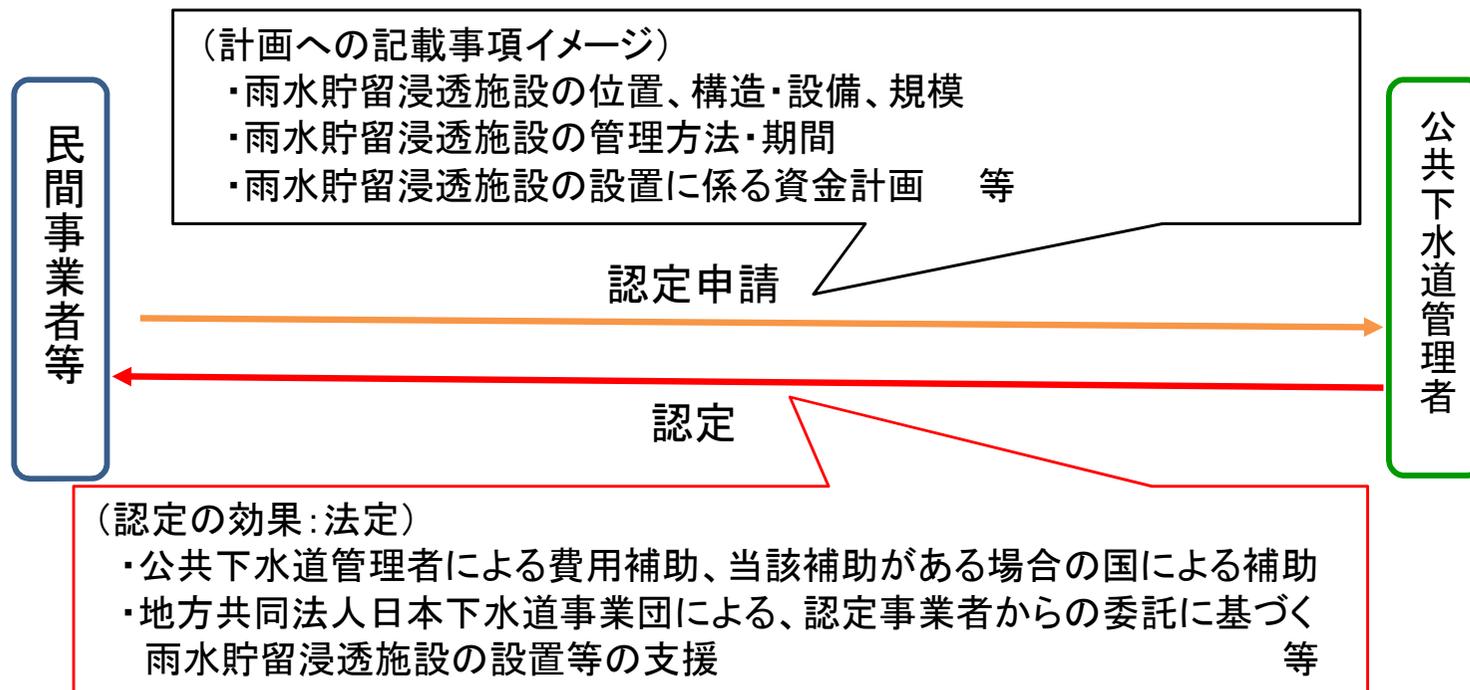


## 【改正概要】

### 浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

## 【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】



雨水貯留浸透施設の整備イメージ

- 公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、地方公共団体が条例で「浸水被害対策区域」を指定。
- 指定対象となる地域としては、例えば、地域の降水量や土地利用等の状況を踏まえ、浸水対策が必要な地域であって、道路などの公共空間の地下の利用が進んでおり、公共下水道の雨水貯留管等の設置が技術的に困難な地域、道路交通量が多く必要な公共下水道の工事の社会的影響が大きい地域、公共下水道の雨水貯留管等の整備よりも、再開発等にあわせて民間の雨水貯留施設を活用する方が費用対効果の高い地域などを想定しており、公共下水道管理者がこれらの観点から地域の実情を踏まえて判断されたい。（「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」（平成27年7月21日国水政第24号及び国水下企第30号））

## 浸水被害対策区域の効果

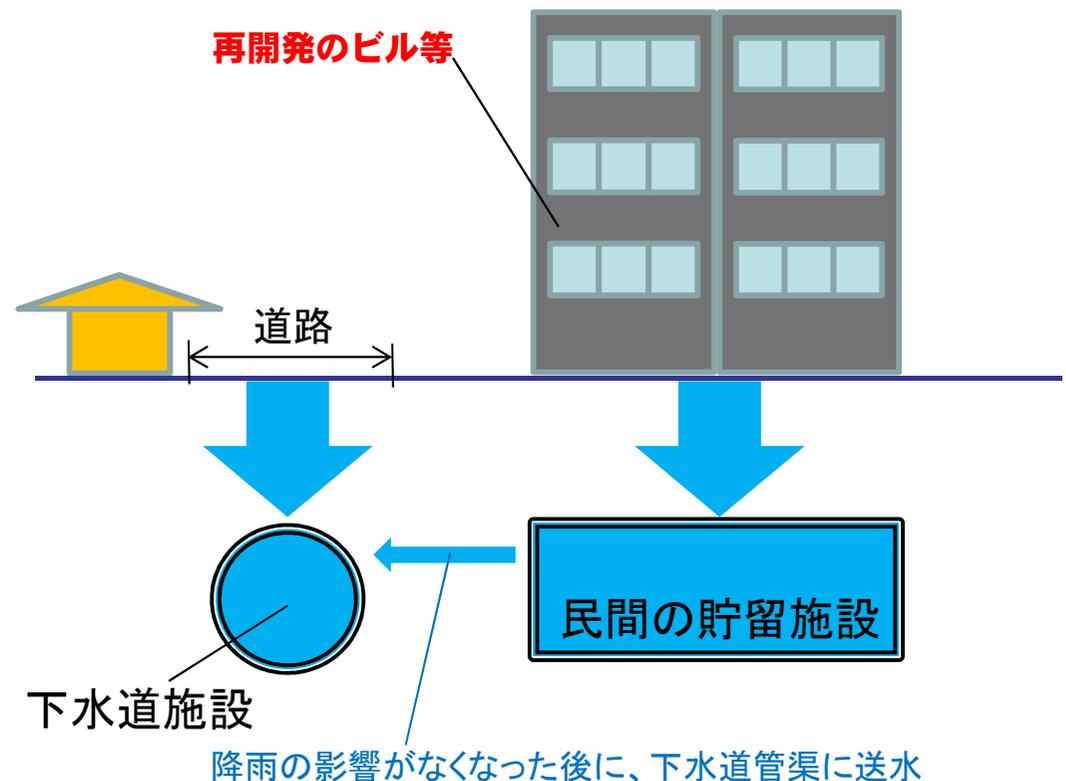
局地的な大雨（ゲリラ豪雨）の頻発等により、早期に浸水安全度を向上させるニーズ

公共下水道管理者が、道路や公園等の公共用地の下に雨水貯留管等を整備しようとしても、公共用地等の地下にスペースがない

民間の再開発等にあわせて、「浸水被害対策区域」を指定

官民が連携して浸水対策を実施、早期に地域の浸水安全度を向上

## 官民連携した浸水対策のイメージ



# 民間による雨水貯留浸透施設整備に対する支援

○民間による雨水貯留浸透を推進するため、予算・税制など浸水被害対策区域制度を拡充。

## 民間の雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度

下水道法  
関係

■ : 新規制度  
■ : 制度拡充  
■ : 既存制度

- ・ 浸水被害対策区域において、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合、当該整備に係る計画を作成し、公共下水道管理者の認定を受けることができる。

## 官民連携浸水対策下水道事業（個別補助金）

予算

- ・ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の整備費用に対して、国が補助する。  
※補助率1/2

## 施設整備に係る特例措置（固定資産税の減免）

税制

- ・ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設について、固定資産税を減税する特例措置を講ずる。  
※減税率2/3参酌、最大5/6

## 日本下水道事業団による委託に基づく建設等

その他

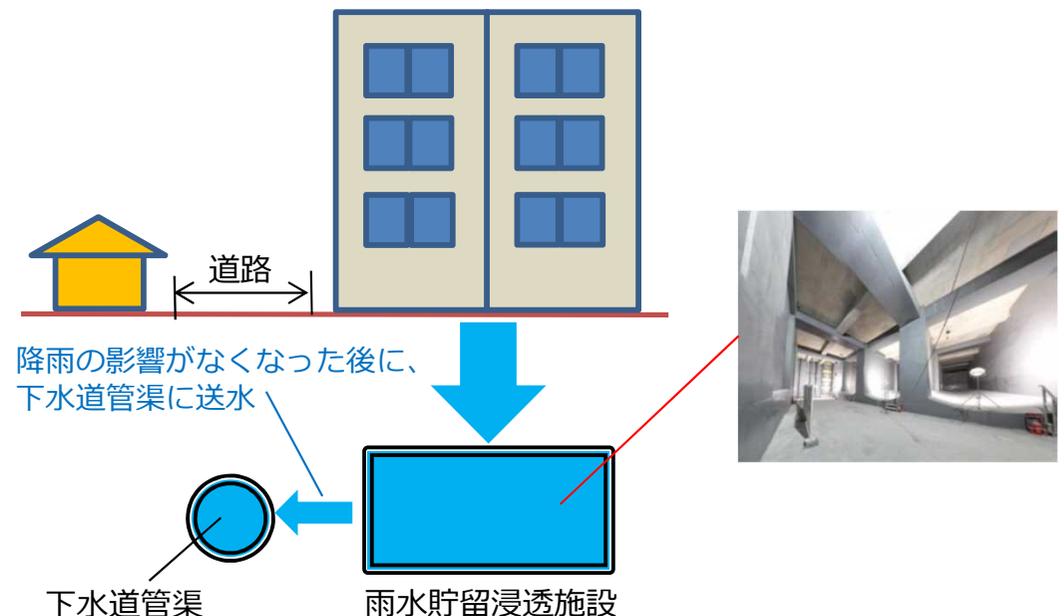
- ・ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の建設や設計等について、認定事業者の委託に基づき、日本下水道事業団が行うことができる。

## 管理協定の締結等

下水道法関係

- ・ 公共下水道管理者が管理協定を締結した民間の雨水貯留施設について、その管理を公共下水道管理者が行うことができる。

【雨水貯留浸透施設のイメージ】



## ① 補助額 <施行令第17条の6>

国：設置に要する費用の1/2  
公共下水道管理者：地方公共団体が定める額

## ② 申請書類 <施行規則第17条の6>

- 申請書（雨水貯留浸透施設整備計画）
- 位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図
- 設置に要する費用の額を証する書類
- 設置の工事の工程表

<施行規則第17条の7>

## ③ 雨水貯留浸透施設整備計画の記載事項

設置の工事の実施時期

※なお、位置、規模、構造・設備、資金計画、管理方法・期間はすでに記載事項として法で定められており、省令ではその他の事項として、「設置の実施時期」を規定。

## ⑤ 軽微な変更 <施行規則第17条の12>

工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更

(※軽微な変更であれば、公共下水道管理者による認定を再度受ける必要はない。)

## ④ 認定基準 <施行規則第17条の8～第17条の11>

項目	認定基準
規模	30m <sup>3</sup> （ただし、0.1m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満も認定したい場合は、別に定めることができる）
構造	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができる構造であること
設備	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること
管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 点検が適切な頻度で目視その他適切な方法により行われるものであること</li> <li>• 点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること</li> <li>• 修繕が計画的に行われるものであること</li> </ul>
管理期間	10年（ただし、10～50年の範囲内で別に定めることができる）

# 官民連携浸水対策下水道事業の創設

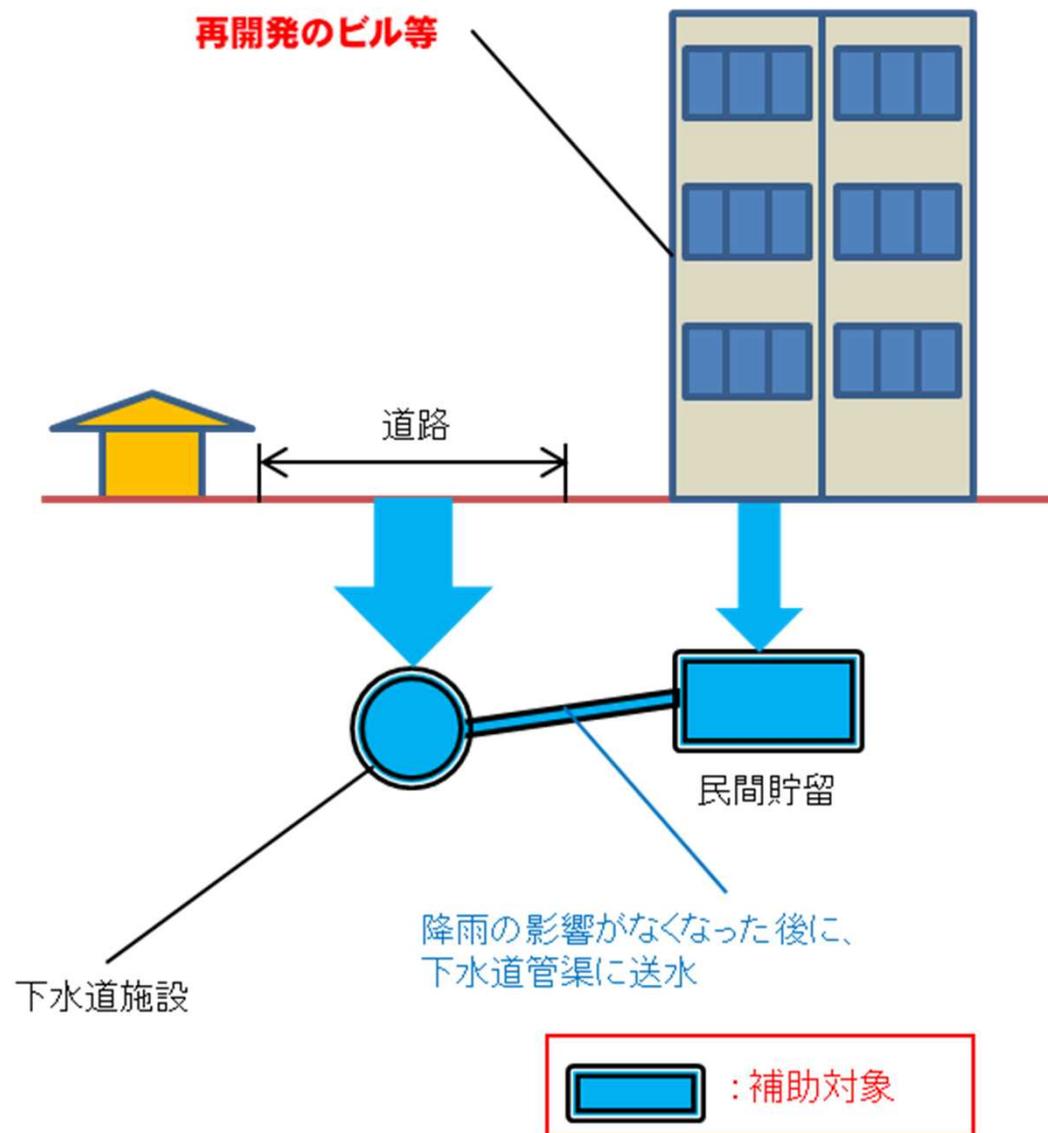
## 背景

- 近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増加や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- 都市機能が相当程度集積し、下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難である浸水被害対策区域（※）においては、流域治水の観点から、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備促進を図る必要がある。

（※）下水道法第25条の2に基づき、地方公共団体が指定する区域

## 概要

- 浸水被害対策区域内において公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対し、公共下水道管理者が費用の一部を負担する場合、国が民間事業者等を重点的に支援する制度を創設する（補助率1/2）。



民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備イメージ

# 雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設する。

## 施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

### 結 果

3年間(～令和6年3月31日)の特例措置を創設する。

項目	認定基準
構造	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができる構造であること

<施行規則第17条の9>

<施行通知>

- 民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設は当該民間事業者等が設置する排水設備のうち雨水貯留浸透機能を有するものであることから、少なくとも、下水道法第10条第3項の規定に基づく下水道法施行令第8条の排水設備の設置及び構造の技術上の基準（排水設備構造基準）に適合していることが必要。
- このため、認定時に排水設備構造基準への適合を確認することとなるため、今般、**標準下水道条例を改正**し、認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設については（一般的な）排水設備の事前確認を受けたこととみなす特例の規定を新設。（「標準下水道条例の改正について（令和3年11月1日国水企第59号）」を参照。）

## 公共下水道管理者による助言・指導

下水道法第25条の14

- 下水道法第25条の14において、公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定を受けた計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする規定。
- 雨水貯留浸透施設の設置に当たっては、地形や地質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努めることが必要であるので、留意されたい。

## 「官民連携した浸水対策の手引き(案)」の改訂

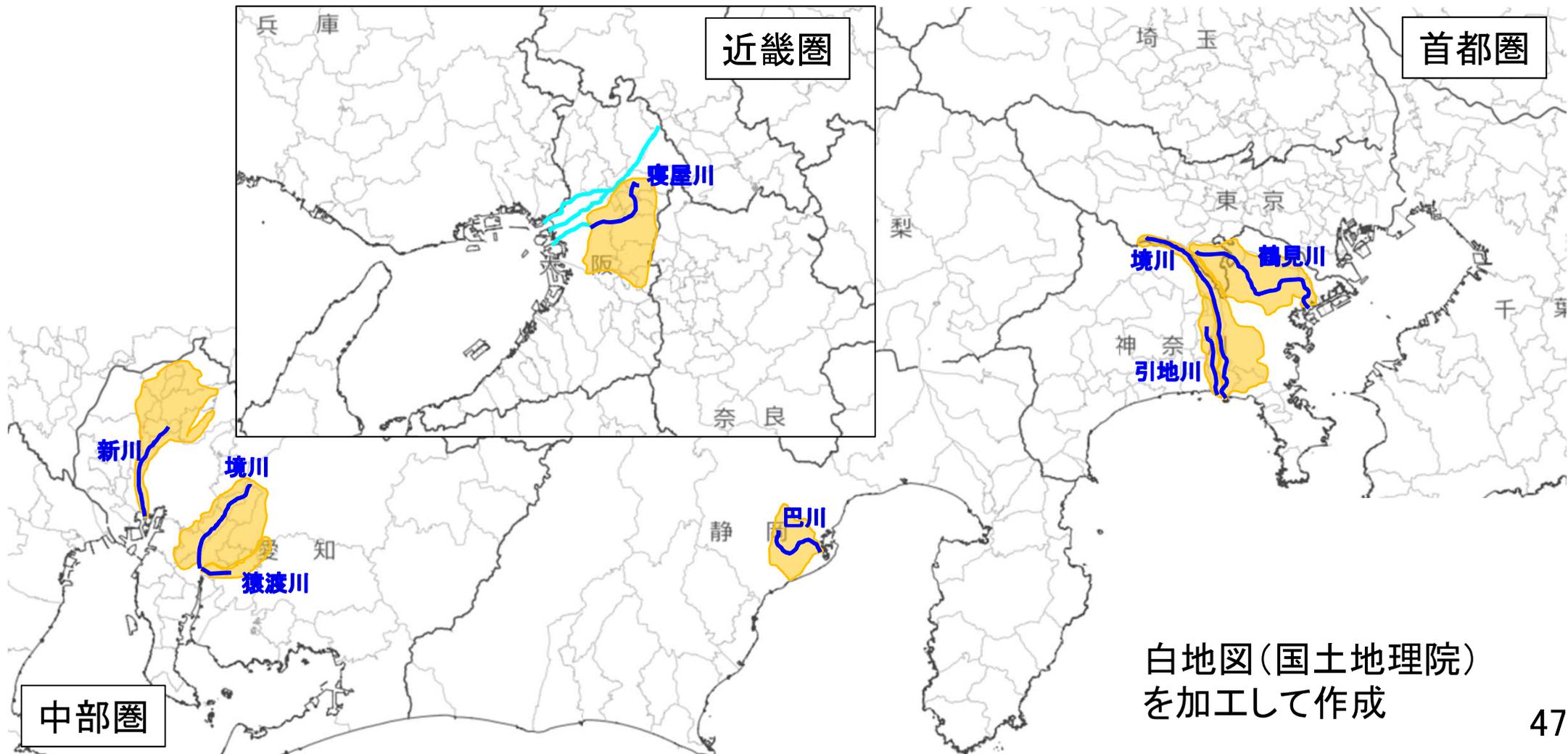
- 認定の基準や効果等の具体的事項については、雨水貯留浸透施設整備計画認定制度に関する解説を追加した「官民連携した浸水対策の手引き(案)（令和3年11月）」を参考とされたい。

## **(5) 特定都市河川浸水被害対策法関連**

# 特定都市河川の指定状況

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進する河川として、**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき**特定都市河川**を指定
- 令和3年5月末現在、政令指定都市をはじめとする**大都市部を貫流する8水系64河川**の指定されている。

## <特定都市河川の一覧>



# 特定都市河川の指定要件の見直し

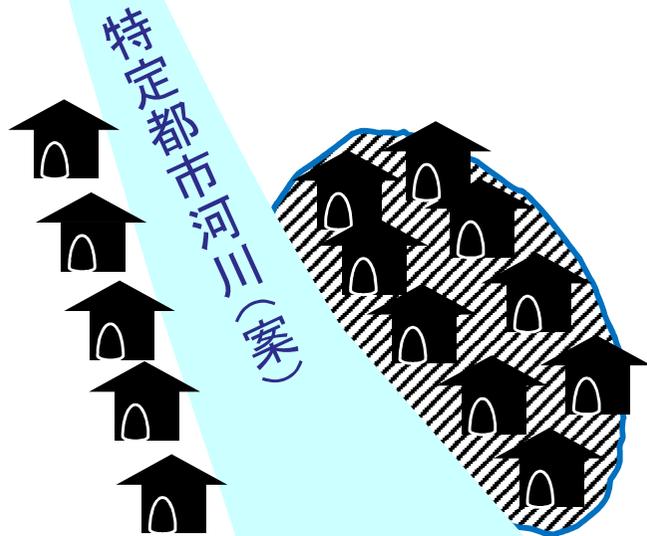
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件<sup>(※)</sup>である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

## 【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

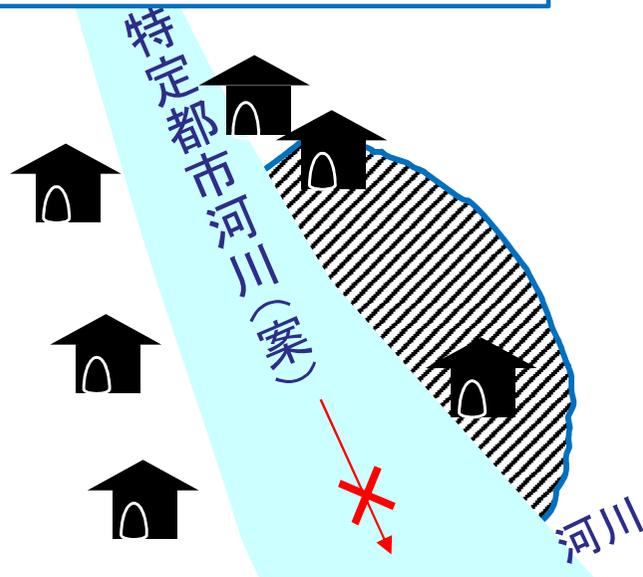
## 指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

### ①市街化の進展



家屋連担等により河道拡幅困難

### ②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

### ③周辺地形その他の自然的条件



狭隘部により流下困難  
その他地質、自然条件等

# 流域水害対策計画の拡充

- 特定都市河川及び流域が指定されたときは、**特定都市河川の河川管理者**、特定都市河川流域内の**都道府県及び市町村の長**、**特定都市下水道の下水道管理者**は、共同して**流域水害対策計画を定めなければならない**。
- 当該計画の策定にあたっては、必要に応じて、学識経験者への意見聴取、公聴会の開催等流域内の住民の意見を反映させる措置を講じなければならない。

## 【流域水害対策計画に記載する事項】 ※ 下表内の下線部は改正による変更・追加事項

改正前	改正後
	一 <b>計画期間</b>
一 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	二 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
二 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
	四 <b>前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(都市浸水想定)</b>
三 特定都市河川の整備に関する事項	五 特定都市河川の整備に関する事項
四 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	六 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
五 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)	七 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)
六 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	八 特定都市河川流域において <b>河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他</b> 浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 <b>【※ 緑地に関する施策に関する事項を記載可】</b>
	九 <b>雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する事項</b>
七 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項	十 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項
	十一 <b>第四号(都市浸水想定)の区域における土地の利用に関する事項</b>
	十二 <b>貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針</b>
八 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	十三 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
九 全各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	十四 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

# 下水道に関係する主な改正内容例

## 【下水道に関係する主な改正内容】

○都市洪水（洪水による浸水）と都市浸水（雨水出水による浸水）を統合した「都市浸水」が新たに定義されたことに伴い【法第2条第3項】、流域水害対策計画に、外水及び内水に係る目標降雨等を定めることとなる。【法第4条第2項第4号】

（定義）

第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川をいう。以下同じ。）であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限って指定するものをいう。

2 この法律において「特定都市河川流域」とは、当該特定都市河川の流域（当該特定都市河川に係る区間が河口を含まない場合にあつてはその区間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道（以下「特定都市下水道」という。）がある場合にあつてはその排水区域（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第七号に規定する排水区域をいう。以下同じ。）を含む。）として国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定するものをいう。

3 この法律において「浸水被害」とは、特定都市河川流域において、洪水又は雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。以下同じ。）による浸水（以下「都市浸水」という。）により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

## 【下水道に関係する主な改正内容】

○流域水害対策計画の策定主体として、下水道管理者は、構成員として流域水害対策協議会に参画し得る。【法第6条第1項、第2項】

（流域水害対策協議会）

第六条 第三条第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。

2 流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 河川管理者等

二 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者